

ます。

手続方法



対象となり昨年10月以降、年金からの天引きが中断されている方へ

平成21年度の保険料は、7月に納付書を送付しますので、その納付書 で納めていただくか、口座振替によりお支払いいただくこととなります。

10月以降のお支払い方法は、以下の2通りの方法からお選びいただけ

平成20年度保険料軽減措置(均等割8.5割

お知らせ ワイド版 INFORMATION

てください

後期高齢者医療制度に つい T O) お知らせ

0299-55-0111

◇保険証等が更新されます

に郵送しますのでご確認ください。 後期高齢者医療被保険者証」 は平成21年8月1日 から更新になり、

また「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」も認定者については 新規該当者には、 申請書を送付しますので各庁舎の窓口で申請

併せて送付し、

所得割5割)の

①「年金」でのお支払 →特にお手続きいただく必要はありません。 「口座振替」でのお支払→金融機関と市役所でお手続きが必要です。 金融機関で口座振替依頼書の提出(持ち物:振替口座の預金通帳・届印) →市役所〈国保年金課〉で「保険料の口座振替による徴収方法変更申請」(持 ち物:印鑑) *年額を一括納付することはできません。各期別の納期限の日に振替えます。 ※年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療の保険料と介護

第1~3期までは納付書又は口座振替

等によりお支払いいただきます。

				1期	2期	3期						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
·	(①年金/	からのa	お支払		10月		12月		2月		
_	 ②口座振替でのお支払							5期	6期	7期	8期	

保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納付書

国保年金課 7

「高齢受給者証

が

7月下旬

70歳から74歳の方の (青色)」

更新になります。

りません。) え置かれます 自己負担割合も平成22年3月31日まで1割に据 (現役並所得の方の3割負担は変わ

限は平成21年7月31日となっていますので、 てください。 へ受診される際は保険証と高齢受給者証を提示し い受給者証を7月末までに郵送します。医療機関 現在交付されている 「高齢受給者証」 」の有効期 新し

限度額適用認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証

交付申請につい

7

すので、 付されている方も有効期限は平成21年7月31日で なります。必要な方は申請してください。 示すると月単位で窓口負担が一定の限度額までに たは「限度額適用・標準負担額減額認定証_ 入院の際に医療機関窓口 8月以降も必要な場合は申請の手続きが 「限度額認定証 現在交 を提 ま

[申請に必要なもの]

必要になります。

保険証・印鑑

期限切れの認定証

※国保税に未納がある場合は交付できません。 (現在交付を受けている方) 国民健康保険からお知らせ

国保年金課

302991551011

採用試験

鹿行広域事

試験日

第2次試 第1次試験 9月20日(日 11月上旬予定

で行います。 第1次試験は茨城大学水戸キャンパス (第1次試験合格者)

採用予定人員 3名程度 受付期間 種 7月1日(水)~7月31日(金) 試験区分 一般事務

でいただくか、 4年4月1日までに生まれた人 受験資格 資料の請求方法 昭和59年4月2日から平成 郵送で。 直接、 総務課 へお

を貼った返信用封筒(A4版) ※郵便で請求する場合は封筒の表に (職員採用試験申込用紙請求) あて先を明記して120円切手 と朱書 を必ず

窓口課にも用意してあります。 ※資料は、北浦庁舎・玉造庁舎の総合 同封して下さい また、

第2次試験

身体・体力検査、

口述試

ご覧いただけます 職員採用試験案内は行方市HPからも http://www.city.namegata.ibaraki.jp

73 行方市総務部総務課人事グループ 行方市麻生1561-7311-3892

試験日 第1次試験 9 月 20 日 _日

第2次試験 10 月 25 日 <u>目</u>

第1次試験は鹿行広域消防本部で行 (第1次試験合格者)

受付期間 種 7月16日(木)~8月16日 鹿行広域事務組合の消防業

務に従事する消防官

受験資格 採用予定人員 7名程度 昭和60年4月2日から平成

鹿行広域消防本部、 申込方法 4年4月1日までに生まれた人 消防署・行方消防署へ持参 所定の受験申込書を記入し 鉾田消防署、 潮来

試験方法 第1次試験 程度)・適正検査・作文試験 教養試験(高等学校卒業

申

鹿行広域消防本部 総務

び管内の各消防署、 ※受験申込書は鹿行広域消防本部およ (行方消防署、 0291-34-2119 麻生出張所、 各出張所にありま 玉造出

国民健康保険はみんなの支えあいで運営されています。

健康保険制度は昭和10年に現在の越谷市で発祥したといわれ ています。その後、昭和36年にすべての国民が公的医療保険に加 入する国民皆保険体制が整えられました。相互扶助の目的でつく られた健康保険制度は、他国に類を見ない公的制度として機能し ています。

ところで、国民健康保険(国保)の財源は、国、県、市そして 世帯主からの保険税で成り立っています。このように、国保は、国、 県、市そして市民のみなさんの支えあいで運営されています。

平成20年度の市の保険税徴収額は14億6千7百万円で現年分 は92.69%の徴収率となっています。この徴収率(一般被保険 者分)が92%を下回ると国からの交付金が徴収率に応じて削減さ れることになっています。

みんなの健康をみんなで守るため、国保税は納期までに必ず納 付するようにしましょう。

※国保税を滞納すると保険証発行の制限を受けることがあります。

問い合わせ 収納対策課(麻生庁舎) 🕾 0 2 9 9 - 7 2 - 0 8 1 1

税金

(所ほか)

のお知ら世

今月の税金

固定資産税 第2期 国民健康保険税 第1期 納付期限 (口座振替日) は7月31日です



不動産合同公売を実施します!

収納対策課 🕿 0299-72-0811

行方市では市税滞納者の不動産を差し押さえ公売を実施しております。今回は鉾田市・鹿嶋市との3市による合同公売を実施します。入札参加ご希望の方は、各市役所にある『公売広報』をご確認ください。また、郵送をご希望の方は行方市役所収納対策課までご連絡ください。

■公売日時:平成21年9月1日(火)午後1時~午後2時

■場 所:茨城県行方合同庁舎 2階大会議室(行方市麻生1700番地6)

■公売対象不動産

執行 機関	売却区分	財産の表示・・見積価額・・公売保証金額
	9 – 1	・行方市井貝字広町919番1 田 1331㎡ ・見積価額 500,000円(公売保証金額 50,000円)
方市	9 – 2	・行方市玉造字萩根甲1682番1 田 976㎡ ・行方市玉造字萩根甲1683番1 田 984㎡ ・見積価額 970,000円(公売保証金額 100,000円)
	9 – 3	· 行方市小貫字新橋 4 7 3 番 2 畑 3 5 1 ㎡ · 見積価額 1 4 0,000円(公売保証金額 2 0,000円)
鉾	H 21 — 1	・鉾田市当間字六十塚2128番5 畑 1045㎡ ・見積価額 350,000円(公売保証金額 40,000円)
田	H 21 – 2	・鉾田市田崎字和田1575番1 畑 1054㎡ ・見積価額 700,000円(公売保証金額 70,000円)
市	H 21 – 3	・鉾田市飯島字カンニシ325番7 畑 1059㎡ ・見積価額 710,000円(公売保証金額 80,000円)

鹿嶋市の執行する公売財産は鹿嶋市役所納税対策室にお問合せください。

※注意事項

- ■売却区分9-1,9-2,9-3, H21-2, H21-3の公売参加には、公売日に各市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。手続きについては、各市農業委員会事務局へお問合せください。
- ■公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。 ただし、 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施の適正化のための措置(国税徴収法第108条)等、 買受 人となることができない方は参加できません。
- ■執行機関は買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、全て買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- ■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合があります。

お問合せ先

行方市収納対策課【麻生庁舎内 四0299-72-0811】 鉾田市収納課【四0291-33-2111】 鹿嶋市納税対策室【四0299-82-2911】





地デジを見るにはどうしたらいいの?



地デジへ移行するには以下の選択があります。

- ●デジタルテレビに買い替える
- ②デジタルチューナーを用意する
- ❸ケーブルテレビで視聴する(有料)

●、②の場合、UHFアンテナが必要になります。ブースター・分配器の取り付けや屋内配線の改修が必要な場合もございます。

地デジのわからないこと ご説明いたします。

自治会やサークル、老人クラブ、マンション管理組合 の皆さまのご要望に応じて説明会を実施いたします。

地デジコールセンターで受信相談を受け付けた後、関係団体のご協力の 上、支援を必要としている受信者の方々、共同受信施設へ直接伺い、 デジタル移行の意義や方法をわかりやすく、ご説明いたします。

まずはお電話で お気軽にどうぞ 総務省 地デジコールセンター

20570-07-0101

ナビダイヤルがつながらない場合は、 03-4334-1111 でお受けしております。

受付時間 平日:午前9時~午後9時/土曜、日曜、祝日:午前9時~午後6時

|総務省 テレビ受信者支援センター(愛称:デジサポ)

総務省では、地上デジタル放送の周知・広報やきめ細かな受信相談対応を行うため、平成20年10月1日に「テレビ 受信者支援センター」を設置、平成21年2月2日より、すべての都道府県に拡充、51カ所を設置いたしました。